

2024年度（令和6年度）包括外部監査に基づく措置等の状況

テーマ「公有財産の管理運用に関する財務事務の執行について」

■この表は、指摘113件、意見74件のうち、措置通知等のあった65件についての状況です。（2025年（令和7年）4月30日現在）

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	41	24	47	0	0	18				
5	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 インフラ施設のトータルコストの縮減目標 (3)① インフラ施設のトータルコストの縮減状況  【指摘】橋梁に関する状況報告の省略(P. 21)	●		○				2025年（令和7年）2月12日の公共施設再構築特別委員会において、インフラ施設のトータルコストの縮減状況の実績について報告を行い、金額の内訳を明示するとともに、道路施設としての橋梁の状況報告についても報告を行った。	資産活用課	2025/4/30	
20	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 PPP/PFI等の活用 (3)① PPP/PFI推進  【意見】PPP/PFI推進(P. 49)	●		○				福山市公民連携事業推進プラットフォームや国の支援制度を活用する中で、従来手法にとらわれることなく、PPP/PFIといった官民連携手法を含めた選択肢の中から、事業ごとに最適な手法を選択するよう努めている。	資産活用課	2025/4/30	
21	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 PPP/PFI等の活用 (3)② 「福山市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」改正の公表  【意見】「福山市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」改正の公表(P. 49)	●		○				「福山市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」については、最新の情報を資産活用課ホームページにおいて公表しており、今後、方針の改定があった場合も、同ページにおいて適切に情報の更新を行う。	資産活用課	2025/4/30	
24	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 10 包括施設管理業務委託 (3)② 適正な公募型プロポーザルの実施  【指摘】適正な公募型プロポーザルの実施(P. 55)	●		○				2025年（令和7年）2月5日に議事録を作成した。今後実施するプロポーザルについても、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に則り、評価の過程を書面で記録する。	資産活用課	2025/4/30	
25	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 10 包括施設管理業務委託 (3)③ 資産活用課の業務内容  【指摘】資産活用課の業務内容(P. 56)	●		○				2025年（令和7年）3月19日にホームページにおける業務内容について、修正を行った。	資産活用課	2025/4/30	
41	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 15 遊休財産 (2)① 「公共施設サービス再構築検討委員会」に漏れなく協議がなされるための体制  【意見】「公共施設サービス再構築検討委員会」に漏れなく協議がなされるための体制(P. 76)	●		○				公共施設サービス検討委員会への協議に漏れがなくなるよう、2024年度（令和6年度）から運用ルールを作成し、遊休財産の利活用に伴う協議・報告対象や開催時期などを明確化した。また、年4回の委員会の開催日ごとに、遊休財産について庁内掲示板で周知しており、遊休財産が漏れなく協議ができる体制を強化した。	資産活用課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中、予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	41	24	47	0	0	18				
47	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②③ 社会福祉法人に対する行政財産の使用許可  【指摘】判断基準の明確化（P.85）	●		○				使用許可に当たって判断基準が異なっていたことはないが、より明確にするため判断基準として内部の規定（「行政財産の使用許可に係る使用料の取扱基準」）を作成し、整理した。	保育施設課	2025/4/30	
48	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②③ 社会福祉法人に対する行政財産の使用許可  【意見】認可外保育施設を運営する株式会社等の営利法人（P.85）		●	○				使用許可に当たって判断基準が異なっていたことはないが、より明確にするため判断基準として内部の規定（「行政財産の使用許可に係る使用料の取扱基準」）を作成し、整理した。 また、株式会社が運営している場合でも、申請内容によって減免に該当する場合はある。	保育施設課	2025/4/30	
49	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②③ 社会福祉法人に対する行政財産の使用許可  【意見】保育所と幼稚園（P.86）		●	○				使用許可に当たって判断基準が異なっていたことはないが、より明確にするため判断基準として内部の規定（「行政財産の使用許可に係る使用料の取扱基準」）を作成し、教育委員会施設課と共有した。	保育施設課	2025/4/30	
52	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】使用料の支払い者について（P.88）	●		○				2025年度（令和7年度）以降は、使用者から使用料を徴収することとした。	都市計画課	2025/4/30	
53	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】特別措置による使用料の減額（P.90）	●		○				今後、「行政財産目的外使用許可事務取扱要領 第4 使用料の減免」を適用する場合、理由を起案に記載することとした。	都市計画課	2025/4/30	
54	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】使用料の減免の検討及び適用（P.91）	●		○				今後、「行政財産目的外使用許可事務取扱要領 第4 使用料の減免」を適用する場合、理由を起案に記載することとした。	都市計画課	2025/4/30	
55	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 ②④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】統一的な見解による使用料の減免の適用（P.91）	●		○				「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」に基づき、統一的な運用を行っている。 減額の割合は、同要領 第4（3）に定める「前各号に準ずる特別な事情がある」場合と認め、第4（2）アに準じて適用している。 今後、「同要領 第4 使用料の減免」を適用する場合、理由を起案に記載することとした。	都市計画課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中、予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	41	24	47	0	0	18				
56	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】使用料の減免規定の併用(P.93)	●						減額の割合は、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第4(3)に定める「前各号に準ずる特別な事情がある」場合と認め、第4(2)アに準じて適用しているものであり、減免規定の併用を行っていない。	都市計画課	2025/4/30	
58	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】法的性質の明確化(P.99)	●						当該公有財産の法的性質については、道路交通法に基づき公安委員会が適切に判断されるものであり、当該公有財産の管理と道路交通法の適用の有無は関係がないものと考えているため、改めての対応は行わない。 市は、現状の把握など以下に掲げる事項について、福山市財産管理規則に基づきその範囲内で管理している。 ・財産の境界は不明になっていないか。 ・不法に占拠されていないか。 ・使用状況は適正であるか。など	都市計画課	2025/4/30	
59	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】登記簿上の地目(P.100)	●						不動産登記法第37条において「土地利用の方法が登記簿と異なることとなった場合、現況地目に合わせて登記簿上の地目を変更しなければならない」とされているところ、当該公有財産は、施設の駐車場に付帯する通路として整備されており、土地の利用方法は登記簿と一致しているため、改めての対応は行わない。	都市計画課	2025/4/30	
60	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】広く住民が利用可能な行政財産(P.100)	●						当該行政財産は、申請内容を確認し、地方自治法第238条の4第7項に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、相手方に使用の許可を与えたものであり、広く市民が利用可能であることを周知する必要はない。	都市計画課	2025/4/30	
61	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】公有財産は市民共有の財産(P.101)	●						当該行政財産は、申請内容を確認し、地方自治法第238条の4第7項に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、相手方に使用の許可を与えている。 引き続き、法の趣旨に沿って適切に事務処理を行っていく。	都市計画課	2025/4/30	
62	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】増収を図るための使用料徴収(P.103)	●		○				当該財産の使用料の算定に当たり、不動産鑑定評価を行うとともに、行政財産目的外使用許可事務取扱要領により、使用料を適正に算定している。	都市計画課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中、予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	41	24	47	0	0	18				
63	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】不動産鑑定評価(P.106)	●		○				今後、土地の使用料算定に当たり、固定資産仮評価を行うことができず不動産鑑定評価を依頼する場合は、国土交通省の不動産鑑定評価基準賃料による評価を行うことも含めて検討することとした。	都市計画課	2025/4/30	
65	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)④ 民間事業者に対する通路の使用許可  【指摘】行政財産使用料の一括徴収(P.108)	●		○				今後、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき、複数年度分の使用料を一括徴収し、毎年度使用許可証を交付する場合、使用料を免除と記載せず、徴収済等と記載することとした。	都市計画課	2025/4/30	
66	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター  【指摘】施設案内(P.109)	●		○				市ホームページに福山すこやかセンターの施設案内を掲載するとともに、福山市社会福祉協議会が同協議会のホームページに掲載している施設案内も更新された。引き続き、すこやかセンターの施設案内を更新する場合は、ホームページの掲載について社会福祉協議会と連携していく。	保健部総務課	2025/4/30	
67	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター  【指摘】福山市社会福祉協議会の収益事業(P.113)	●					○	福山市社会福祉協議会の事業は、福山市社会福祉協議会の事業報告書、行政財産の使用許可申請等により確認している。そのうち不動産貸付事業は、福山市社会福祉協議会の収益事業として認識しているが、福山すこやかセンター内で事務を行っていないため、使用料の算定に含めていない。	保健部総務課	2025/4/30	
68	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター  【指摘】公益上必要と認められた場合の使用料減額(P.115)	●					○	福山市社会福祉協議会は、地域の福祉ニーズに応じた多様な支援活動を展開し、地域住民との連携や協働を通じて福祉の向上を図り、他の機関や組織では難しい、地域に根ざした総合的な福祉支援を実施する団体であり、特別な事情が認められるため、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第4(3)に該当するものと判断し、50%減免を適用している。	保健部総務課	2025/4/30	
69	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター  【指摘】社会的弱者のセーフティネットの役割(P.116)	●					○	行政財産の使用料の減免については、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領に基づき業務を行っている。福山市社会福祉協議会は、セーフティネットの役割を始め、地域の福祉ニーズに応じた多様な支援活動を展開し、地域住民との連携や協働を通じて福祉の向上を図り、他の機関や組織では難しい、地域に根ざした総合的な福祉支援を実施されている団体であるため、減免の対象としている。一律に社会福祉法人等であることをもって減免するものではない。	保健部総務課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分						※ 対応状況			公表日
		指摘	意見	措置済	措置中、予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課		
										41	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
70	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】徴収する使用料の再計算（P.116）	●					○	使用料の算定は、行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき行い、福山市社会福祉協議会から使用料を徴収している。	保健部総務課	2025/4/30	
73	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】障がい福祉サービスと介護保険サービスとの関係（P.120）	●					○	包括外部監査人の質問に対して、誤って介護保険事業の中に障がい福祉サービス事業を含めて回答したものの、介護保険サービス事業と障がい福祉サービス事業が異なる事業であることは従前から認識している。	保健部総務課	2025/4/30	
74	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】福山市社会福祉協議会の業務内容（P.123）	●					○	福山市社会福祉協議会の実施事業については、毎年度事業報告書の提出により、事業内容等を確認している。引き続き、社会福祉法人を所管する福祉総務課とも情報共有をしていく。	保健部総務課	2025/4/30	
75	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】社会福祉法人と株式会社の違い（P.125）	●					○	使用料の算定については、社会福祉法人と株式会社の違いは認識しつつ、引き続き、事業内容等を確認する中で、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき算定していく。	保健部総務課	2025/4/30	
76	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑤ 福山すこやかセンター 【指摘】団体と事業内容の整理（P.126）	●					○	福山市社会福祉協議会の使用料の算定については、事業報告書、行政財産の使用許可申請等により事業内容等を確認し、福山市行政財産の使用料に関する条例に基づき算定している。	保健部総務課 松永市民サービス課	2025/4/30	
83	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 16 行政財産の使用許可 (2)⑥ エレベーター内広告の使用料 【意見】エレベーター内広告の使用料（P.135）	●					○	エレベーター内広告については、使用料及び広告掲出料を徴収している。使用料は、福山市行政財産の使用料に関する条例及び福山市道路占用料条例に基づき設定しているが、広告掲出料は、実績を基に最低掲出価格を設定し、最も高い価格を提示した者と契約を行っており、既にニーズに応じた価格を受けることができる手法を採用しているため、改めての対応は行わない。	総務部総務課	2025/4/30	
86	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け (2)② 行政財産の貸付け事案 【指摘】契約書の記載誤り（P.138）	●					○	2024年（令和6年）9月20日に、双方合意の下、契約書の訂正を行った。	総務部総務課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中、 予定	検討中	措置しない	対応状況			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
88	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②③ 財産事務の合議  【意見】合議受付簿の区分(P.139)		●	○					「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30
89	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②③ 財産事務の合議  【意見】「行政財産の貸付け」と「普通財産の貸付け」の区分(P.140)		●	○					「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30
90	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 17 行政財産の貸付け ②③ 財産事務の合議  【意見】合議受付簿への記録漏れ(P.140)	組織内でのチェック機能を強化し、合議受付簿は漏れなく正確に作成する体制を整備する必要がある。	●	○					「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30
98	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③③ 財産事務の合議  【意見】貸付地と申請者の住所の混同(P.152)	合議簿におけるドッグクラブへの貸付けに関して、貸付地を記載すべきところ、申請者の住所を記載するという誤りを確認した。貸付地と申請者の住所を混同しないよう注意する必要がある。	●	○					「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30
99	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 18 普通財産の貸付け ③③ 財産事務の合議  【意見】「普通財産の貸付け」と「借受」の区分誤り(P.152)	「普通財産の貸付け」と「借受」は明らかに契約内容が異なる。このような事務処理ミスが発生した原因を分析し、再発防止に取り組むべきである。	●	○					「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30
101	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②① 西部市民センター利用者の補完駐車場  【指摘】曖昧な供用時間(P.156)	市が「駐車場契約における供用時間は、職員の勤務を要しない時間」として駐車場契約を行うことは、市職員個人の「勤務に必要な時間」として利用している時間帯以外の時間帯しか利用できない。このような市職員にとって有利で、市にとって不利な駐車場契約を市は締結してはならないと考える。	●	○					これまでも土日祝日は西部市民センター利用者の補完駐車場としており、市職員と市の使用範囲を明確にするため、2025年度（令和7年度）の契約から、契約書に使用日は土日祝日であることを記載した。	松永市民サービス課	2025/4/30
105	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②① 西部市民センター利用者の補完駐車場  【指摘】西部市民センターの使用上の注意(P.160)	ホームページに掲載の「西部市民センターの使用上の注意について」において、西部市民センターの貸室利用者に対して、貸室の利用時に補完駐車場を駐車場として利用可能であることを明記するべきである。	●	○					2025年（令和7年）4月1日付けでホームページに、西部市民センターを土日祝日に利用する場合、補完駐車場が利用可能であることを掲載した。	松永市民サービス課	2025/4/30
109	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け ②① 西部市民センター利用者の補完駐車場  【指摘】駐車場の有効利用(P.163)	市が「駐車場契約における供用時間は、職員の勤務を要しない時間」として駐車場契約する場合、有効利用することが必要となる。その場合、市職員の勤務に必要な時間以外に、来庁者が使用することは、迷惑駐車としての扱いではなく、許容することになる。	●	○					市職員と市の使用範囲を明確にするため、2025年度（令和7年度）の契約から、契約書に使用日は土日祝日であることを記載した。	松永市民サービス課	2025/4/30

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中、予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	41	24	47	0	0	18				
113	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)② 職員駐車場  【指摘】 東部市民センターの駐車場借り受け(P.167)	●		○				調査の結果、駐車場利用は適切に行われていたが、より実態に合わせたものとなるよう、2025年度（令和7年度）の契約から、契約書に市民が補完駐車場として利用できるのは土日祝日であることを記載した。併せて、より多くの市民に利用していただけるよう、2025年（令和7年）4月1日からホームページでの周知も開始した。	東部市民サービス課	2025/4/30	
114	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)② 職員駐車場  【指摘】 職員駐車場使用規則(P.167)	●					○	市営駐車場は、広く市民に貸し出すものであり、職員に特定した貸出しは行っていない。そのため、個別の規則で必要な事項を定めることは考えていない。	都市交通課	2025/4/30	
118	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)③ 市と商工会との共同駐車場  【指摘】 公共施設を移転によるホームページの住所変更(P.170)	●		○				2025年（令和7年）1月21日に旧加茂福祉会館について、ホームページの修正を行った。引き続き、公共施設を移転する場合はホームページを修正するなど適切に周知を行っていく。	福祉総務課	2025/4/30	
123	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)⑥ 財産事務の合議  【意見】 借り受け料の表示(P.175)	●		○				「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30	
124	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)⑥ 財産事務の合議  【意見】 合議受付簿への記録漏れ(P.175)	●		○				「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30	
125	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)⑥ 財産事務の合議  【意見】 借り受け料の記録漏れ(P.175)	●		○				「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30	
126	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 19 財産の借り受け (2)⑥ 財産事務の合議  【意見】 原契約日の表示(P.176)	●		○				「合議受付簿」は、法令等に基づくものではなく資産活用課が備忘録的な目的として運用してきた帳簿である。所管課から提出される使用許可・貸付・借受報告書の提出により情報を管理することができることから、2025年度（令和7年度）以降は、合議受付簿の作成は行わないこととした。	資産活用課	2025/4/30	
128	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)① 福山市松永はきもの資料館  【指摘】 人件費の区分(P.180)	●		○				松永はきもの資料館の臨時職員については、2020年（令和2年）4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴って会計年度任用職員となり、法改正前の臨時職員の賃金及び共済費については、法改正後、それぞれ人件費として報酬及び共済費の区分で予算を計上している。	文化振興課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中、 予定	検討中	措置しない	対応状況			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	41	24	47	0	0	18				
131	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)① 福山市松永はきもの資料館 【指摘】公の施設に関する負担付き寄附(P.186)	●						○	国の通知において、負担付き寄附とは、「寄附に際しての条件に基づく義務不履行の場合において、当該寄附に関する契約を解除しうるもの」であり、松永はきもの資料館の寄附については、負担付き寄附には該当しない。また、負担付き寄附の「負担」に寄附物件の維持管理は含まないとされている。引き続き、負担付き寄附に該当するかどうかは、国の通知や行政実例に基づいて判断するものとする。	文化振興課	2025/4/30
133	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)② 過去の協定書に基づく土地の寄附 【指摘】寄附の状況を明確にするための体制整備(P.187)	●						○	当該公有財産は、資産活用課管理の台帳に記載されており、合議も行っているため、改めての対応は行わない。	都市計画課	2025/4/30
136	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)④ 寄附のお願い 【指摘】寄附のお願い(P.189)	●						○	土地の寄附受納に当たっては、相手方に対して強制的なお願いとならないよう、また、市民に不快感、不信感を与えないよう留意して対応している。	東部地域振興課	2025/4/30
137	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)⑤ 公園本体と法面の寄附 【意見】公園本体と法面の一体管理(P.189)	●						○	公園の帰属については、一体的に引き受けることを基本としている。今後も基本のとおり、適切な事務処理を行っていく。	公園緑地課	2025/4/30
138	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 20 寄附を受けた公有財産 (2)⑥ 文書保存 【意見】文書保存(P.190)	●						○	2025年（令和7年）2月に、各課が保存年限を設定するために参照している「共通文書分類表」について、ここに記載されている保存年限等はあくまで一例であり、各課において適切に判断することについての注意書きを記載するよう見直した。	情報管理課	2025/4/30
140	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)② 看板の設置、不法占有状態の解消 【指摘】看板の設置(P.193)	●						○	現時点で課題があり、相手方と調整中の土地を除き、今後、土地の整理を行った場合には、看板等を設置し、市所有の土地であることを明示することとした。	保育施設課	2025/4/30
146	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)⑥ 不動産取得時の境界 【指摘】不動産取得時の境界(P.195)	●						○	現在、市で新たに不動産を取得する際には、登記簿や地図・公図等を基に土地所有者と境界を確認した上で、測量により境界の座標を取得するとともに、現地へ杭や錐を設置し、境界を明確化している。	土木管理課	2025/4/30
147	第3章 監査の指摘及び意見（総論） 21 公有財産の不法占有 (3)⑦ 不法占有事案の早期解決 【意見】不法占有事案の早期解決(P.196)	●						○	不法占有事案が判明した場合には、市民の財産を適正に管理するため、道路法や福山市法定外公共物管理条例などに基づき、早期解決に向け不法占有物件の撤去や返還などは正指導に取り組んでいる。	土木管理課	2025/4/30

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	41	24	47	0	0	18				
160	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 3 斎場 (2)② 事業報告書の確認 【指摘】事業報告書の確認(P.206)	●		○				指定管理者から提出された報告書について、複数名で内容の確認を行うとともに、異常な報告があった場合には、指定管理者に状況を確認し、適切な対応を行っている。	市民生活課	2025/4/30	
164	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター (2)① 個別施設計画 【意見】背景及び目標(P.210)		●				○	庁舎等個別施設計画は、福山市公共施設等サービス再構築基本方針に基づき策定している。当該基本方針において、背景や目標、インフラ施設の再整備の進め方などを定めており、改めての対応は行わない。	総務部総務課	2025/4/30	
165	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター (2)① 個別施設計画 【意見】庁舎等の目指すべき姿(P.210)		●				○	庁舎等個別施設計画は、福山市公共施設等サービス再構築基本方針に基づき策定している。当該基本方針において、施設類型ごとの方針を定めており、改めての対応は行わない。	総務部総務課	2025/4/30	
166	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 4 市民センター及び市民交流センター (2)① 個別施設計画 【意見】行政施設の運用状況・活用状況等の実態(P.210)		●				○	庁舎等個別施設計画の別紙4「施設カルテ」において、施設の運用状況を含めた基本情報等を記載しており、改めての対応は行わない。	総務部総務課	2025/4/30	
175	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 8 福山夜間成人診療所 (2)① 常勤スタッフ確保の要否 【意見】常勤スタッフ確保の要否(P.221)		●	○				スタッフの確保については、指定管理の条件としており、引き続き指定管理者である四医師会と連携を図っていく。	保健部総務課	2025/4/30	
181	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 10 深津市営住宅 港町市営住宅 (3)③ 連帯保証人の設定について 【意見】連帯保証人の設定について(P.226)		●	○				国の通知を受けて保証人の免除規定を設けるなどの対応を行っており、これまでに保証人がいないことを理由に入居を断った事例はない。引き続き、申請者に寄り添った運用となるよう努めていく。	住宅課	2025/4/30	
184	第4章 監査の指摘及び意見（各論） 12 内海老人デイサービスセンター、内海生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） (2)① 生活支援ハウス指定管理料の消費税の取扱い 【指摘】生活支援ハウス指定管理料の消費税の取扱い(P.229)	●		○				生活支援ハウスの管理に係る指定管理料は非課税の取扱をしているが、協定書に記載していなかったため、2025年度（令和7年度）の協定書において、指定管理料が非課税である旨を明記した。	高齢者支援課	2025/4/30	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	※					対応状況		公表日	
		区分	指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない		措置等内容
		41	24	47	0	0	18			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。									
185	<p>第4章 監査の指摘及び意見（各論） 12 内海老人デイサービスセンター、内海生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） ②② 遮熱対策の強化</p> <p>【意見】遮熱対策の強化(P. 230)</p>		●	○				既設のロールカーテンを活用するとともに、エアコンを適宜使用することで、遮熱対策としている。	高齢者支援課	2025/4/30
186	<p>第4章 監査の指摘及び意見（各論） 13 福山市瀬戸老人福祉センター ②① 消費税に関する契約書記載</p> <p>【指摘】消費税に関する契約書記載(P. 231)</p>	●		○				老人福祉センターの管理に係る指定管理料は非課税の取扱をしているが、協定書に記載していなかったため、2025年度（令和7年度）の協定書において、指定管理料の取引内容について、消費税が非課税である旨を明記した。	高齢者支援課	2025/4/30